政　令

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百九十三号

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令

内閣は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに同法第五百九条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整理等
　第一節　法務省関係（第一条―第七条）
　第二節　内閣官房関係（第八条・第九条）
　第三節　内閣府関係
　　第一款　本府関係（第十条―第十二条）
　　第二款　国家公安委員会関係（第十三条―第十五条）
　　第三款　こども家庭庁関係（第十六条）
　第四節　総務省関係（第十七条・第十八条）
　第五節　財務省関係（第十九条・第二十条）
　第六節　文部科学省関係（第二十一条・第二十二条）
　第七節　厚生労働省関係（第二十三条―第二十八条）
　第八節　農林水産省関係（第二十九条）
　第九節　経済産業省関係（第三十条）
　第十節　国土交通省関係（第三十一条―第三十五条）
　第十一節　環境省関係（第三十六条）
　第十二節　防衛省関係（第三十七条・第三十八条）
第二章　経過措置（第三十九条―第四十四条）
附則

第一章　関係政令の整理等

第一節　法務省関係

（検察審査会法施行令の一部改正）

第一条　検察審査会法施行令（昭和二十三年政令第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「禁錮」を「拘禁刑」に、「同様」を「、同様」に改める。

（沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「より禁錮」を「より禁錮」に、「、禁錮」を「、拘禁刑」に改める。

（沖縄弁護士に関する政令の一部改正）

第三条　沖縄弁護士に関する政令（昭和四十七年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中「「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（国際受刑者移送法施行令の一部改正）

第四条　国際受刑者移送法施行令（平成十四年政令第三百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次の表の第一欄に掲げる」を「同条に規定する」に、「、同表」を「、次の表」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同条の表少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の項中「又は第十三条第二項」を削り、同表更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の項中「懲役若しくは禁錮の刑」、「懲役又は禁錮の刑」及び「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（信託法施行令の一部改正）

第五条　信託法施行令（平成十九年政令第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ及びロ中「三箇月」を「三月」に改め、同条第二号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（更生保護法施行令の一部改正）

第六条　更生保護法施行令（平成二十年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の表一の項中「第二十七条の七」を「第二十七条の七第一項」に改め、「猶予の期間」の下に「（同条第二項に規定する場合にあっては、同項に規定する効力継続期間を含む。）」を加え、同表四の項中「保護観察が終了するまで」を「刑の執行が終了するまで（刑法第二十七条の七第一項に規定する場合にあっては、猶予の期間（同条第二項に規定する場合にあっては、同項に規定する効力継続期間を含む。）を経過するまで）」に改める。

附則に次の一項を加える。

3　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百四十二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第八条の規定の適用については、同条の表一の項中「刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条の七第一項」とあるのは「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第二十七条の七」と、「同条第二項」とあるのは「旧刑法第二十七条の七第二項」と、同表四の項中「刑法第二十七条の七第一項」とあるのは「旧刑法第二十七条の七第二項」とする。

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令の一部改正）

第七条　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成十八年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号、第二条第一項及び第三条から第十条までの規定中「第二百八十八条」を「第二百八十八条第三項」に改める。

第二節　内閣官房関係

（標準的な官職を定める政令の一部改正）

第八条　標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表二の項第一欄中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、「、補導」を削る。